

令和6年6月11日

保護者各位

「私立高等学校奨学のための給付金」
新入生への一部早期給付について

敬愛学園高等学校
校長 卯月 睦彦

「私立高等学校等奨学のための給付金」とは、全ての意思ある私立高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書、通学用品など）負担を軽減し、高校生の修学を支援するための給付金です。（返済不要）

この支援事業につきまして、千葉県では新入生に対する早期給付を実施しています。申請される場合は、事務室まで申請書類を受け取りに来るようお願いします。（BLENDからも申請書類をダウンロードできます）。

一部早期給付を受給した場合、残りの額を受給するには7月以降の通常の給付金募集において再度申請、認定が必要です。一部早期給付を受給しない場合でも、7月以降の通常の給付金募集で申請の上、認定されれば年額を受給することができます。

対象者はP.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート」、支給額は、P.4『「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について』をご確認ください。

1. 【対象者】

（P.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート」を確認してください。）
認定基準日（4月1日）において、以下の要件全てに該当する高校生等の保護者等が対象となります。

- ① 認定基準日に在学していること。
- ② 保護者が千葉県内に在住していること。
※保護者等の住所が千葉県外にある場合、在住の都道府県に申請してください。
- ③ 生活保護受給世帯又は、保護者全員の令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯。

2. 【提出期日】

令和6年6月24日（月）16時まで

提出先：敬愛学園高等学校 事務室

※マイナンバーで申請される場合、「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けてご提出をお願いします。郵送または生徒が事務室へ持参する場合は、本人確認書類も併せて「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けて提出をお願いします。

3. 【支給方法】

千葉県からの支給決定を受け、学校徴収金等の未納がある場合は相殺し授業料振替口座へ支給します。

4. 【申請に必要な書類】

	必要書類	支給区分		
		1 生活保護受給世帯の高校生等（全日・定時・通信制）	2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）	
			非課税世帯A	非課税世帯B
1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号）	○	○	○
2	マイナンバーが確認出来る書類（保護者全員）※1	—	○	○
3	申請者の住民票（令和6年4月1日時点の在住が確認できること）	—	△※2	△※2
4	委任状（様式第8号）	○	○	○
5	生活保護受給世帯であることを証する書類 ※3	○	—	—
6	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類（令和5年度分 保護者全員）	—	△※2	△※2
7	当該世帯に扶養されている高校生等及び兄弟姉妹についての扶養誓約書（様式第15号）	—	—	○

※1 マイナンバーが確認出来る書類とは、個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれか。

（通知カードは原則として使用できません。ただし、「個人番号カード（写）等貼付台紙」注②に該当する場合は使用できます。）

※2 マイナンバーが確認できる書類の提出が無い場合は必要。

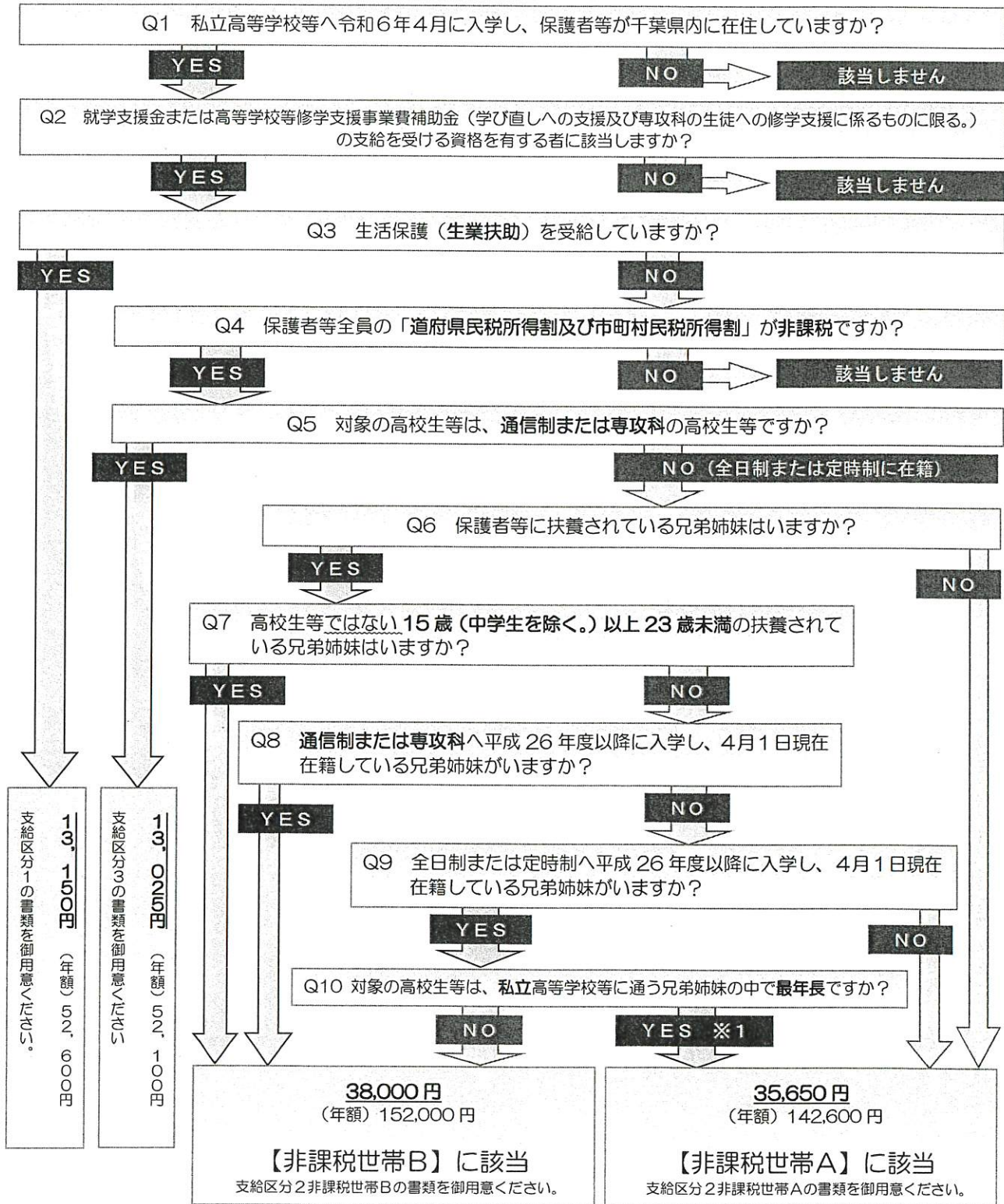
※3 生活保護受給証明書（令和6年4月1日における生業扶助受給が確認できるもの）又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第14号）のいずれか。

【問い合わせ先】

敬愛学園高等学校 事務室

TEL : 043-251-6361

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 全日制または定時制の私立高等学校等に平成26年度以降に入学し、4月1日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立高等学校等に弟妹のみの場合で、その弟妹が4月1日時点の休学等により給付金の対象となっていない場合は、Q10の回答は「NO」となり、支給額は38,000円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。）

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2162）まで御連絡ください。

「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、希望する令和6年度入学の高校生等のいる低所得世帯に、返還の必要のない給付金の一部（年額の1/4）を、早期に給付いたします。

1 給付金の支給対象となる世帯

通常の申請は7月頃から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には、支給額の一部（年額の1/4）を通常の給付より早く受給できます。

【要件】

認定基準日（原則として令和6年4月1日）時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する高校生等の保護者等

- 就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること
- 私立高等学校等に在学していること（平成26年度以前に入学した者を除く）
- 保護者等が千葉県内に在住していること
- 生活保護（生業扶助）受給世帯、若しくは令和5年度の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること

2 支給額

下記表の給付金額（年額の1/4の額※）が支給されます。

支給区分		支給額 ()内は年額
1	生活保護受給世帯（全日・定時・通信制）	13,150円（52,600円）
2	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）	非課税世帯A ※対象確認シートにより確認 35,650円（142,600円）
		非課税世帯B ※対象確認シートにより確認 38,000円（152,000円）
3	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（通信制・専攻科）	13,025円（52,100円）

※ 残りの3/4の額を受給するには再度申請が必要です。

→令和6年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税、又は令和6年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば受給できます。7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、再度申請してください。

※ 早期給付を希望しない場合でも、令和6年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税、又は令和6年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば年額を受給することができます。

→7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、必ず申請ください。

3 申請手続等

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・在学する私立高等学校等を通して申請してください

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合

・・・・・・千葉県総務部学事課（私学振興班）に直接申請（郵送）してください。

※マイナンバーを郵送する際は、必ず追跡可能な手段（書留等）で郵送してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 令和6年6月28日（金）までに郵送してください。（当日消印有効）

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-souki.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2162